

女性の活躍推進のための
特定事業主行動計画

平成28年3月

大船渡市

大船渡市における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

平成28年3月25日

大船渡市長
大船渡市議会議長
大船渡市教育委員会
大船渡市選挙管理委員会
大船渡市代表監査委員
大船渡市農業委員会

大船渡市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき、大船渡市長、大船渡市議会議長、大船渡市教育委員会、大船渡市選挙管理委員会、大船渡市代表監査委員及び大船渡市農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制

本市では、女性職員の活躍を推進するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成28年大船渡市規則第 号）に規定する機関等が連携し、本計画の策定又は変更、本計画に基づく取組の実施状況及び数値目標の達成状況の点検と評価を行うものとする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取組内容と実施時期

【数値目標】

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令

第61号。以下「内閣府令」という。)第2条の規定に基づき、市長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

その結果、大きな課題に対応するものから順に女性職員の活躍を推進するため、次に掲げる目標を設定する。

【取組内容及び実施時期】

上記による数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 女性職員の採用関係

目標 1

平成32年度までに、採用者の女性割合を平成27年度実績の23.1%より6.9ポイント以上引き上げ、30%以上にする。

<取組内容>

平成28年度より、仕事と子育てに励む女性職員の声の紹介などにより、女性が活躍できる職場であることをホームページ等で広報する。

(2) 女性職員の登用関係

目標 1

平成32年度までに、管理職に占める女性割合を平成27年度実績の7.5%より2.5ポイント以上引き上げ、10%以上にする。

<取組内容>

平成28年度より、女性職員を人事、財政、企画、議会担当等の多様なポストに積極的に配置する。

目標 2

平成32年度までに、監督職に占める女性割合を平成27年度実績の26.5%より3.5ポイント以上引き上げ、30%以上にする。

<取組内容>

- ①平成28年度より、女性職員を対象とする研修や外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）に積極的に派遣する。
- ②平成28年度より、これまで女性の配置が少なかったポストを含めた多様なポストに積極的に配置する。

(3) 仕事と家庭の両立関係

目標 1

平成32年度までに、男性職員の配偶者の出産休暇の取得割合(100%)を維持し、子の看護休暇等の取得割合を向上する。

<取組内容>

平成28年度より、仕事と家庭の両立支援制度に関する情報をまとめて、全庁掲示板等で周知する。

(4) 長時間勤務関係

目標 1

平成32年度までに、月に40時間以上超過勤務を行う職員の平均の割合を平成27年度実績の13.2%より3.2ポイント以上引き下げ、10%以下にする。

<取組内容>

- ①平成28年度より、業務の繁忙期における庁内、部間の助勤体制・応援体制を徹底する。
- ②平成28年度より、職員の業務状況を的確に把握し、業務分担の見直しを含めた業務量の平準化に努める。
- ③平成28年度より、週休日の振替と休日の代休制度の活用に努める。

目標 2

平成32年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を平成27年度実績の27.9%より5.1ポイント以上引き上げ、33%以上にする。

<取組内容>

- ①平成28年度より、年次休暇取得計画表を作成して取得目標を定め計画的な取得に努める。
- ②平成28年度より、夏季においては夏季特別休暇と組み合わせて、連続した休暇の取得に努める。